

古座川町移住定住者新築住宅等補助金

1. 事業概要

町外在住の方もしくは町内に転入して3年以内の方が、移住定住を目的に町内に住宅を新築もしくは中古住宅を購入すると補助金を受け取ることができます。中古住宅を購入する方は改修費用も補助の対象とします。

2. 主な条件

補助対象者（下記のすべてを満たす者。）

- 1) 5年以上継続して町外に居住している者又は、転入して3年以内の者で転入前5年以上継続して町外に居住していた者。
- 2) 当該住宅で5年以上の在住を確約できる者。
- 3) 住宅を購入する場合、購入相手である住宅所有者と3親等以内の間柄でない者。

住宅等の条件（下記のすべてを満たすこと。）

- 1) 延べ床面積33㎡以上の住宅であること。
- 2) 補助対象者が居住する町内の住宅であること。
- 3) 中古住宅を購入する場合のみ、改修工事にかかる経費を補助対象とする。

3. 補助金額

	補助対象経費	補助率	補助対象限度額
住宅の新築	住宅新築工事費（土地の購入費及び土地の造成費を含む。）	補助対象経費に消費税率を乗じた額（ただし、千円未満の端数は切りすてる。）	補助対象経費1千万円を上限とし、消費税率を乗じた額
住宅の購入及び改修工事	住宅の購入費及び改修費（土地の購入費を含む。ただし、土地が賃貸の場合土地購入費は含まない。）	補助対象経費に消費税率を乗じた額（ただし、千円未満の端数は切りすてる。）	補助対象経費1千万円を上限とし、消費税率を乗じた額

※ 現在消費税率8%なので補助金の限度額は80万円です。

4. 申込

新築住宅を建築する場合は住宅の建築着手前に、中古住宅の購入及び改修工事をする場合は購入契約締結前及び改修工事着手前に申請して下さい。

5. 受付期間

平成29年4月1日 ～ 平成33年3月31日